

燃 料 買 入 仕 様 書

第二管区海上保安本部仙台航空基地

1 目 的

本仕様は、海上保安庁が購入する航空機用燃料について適用する。

2 件 名

(仙台基地) 航空タービン燃料油買入 (単価契約)

3 品名・規格及び数量

品名	規格	単位	予定数量	備考
航空タービン燃料油	1号 JET A-1	L	724,000	地下タンク納め

4 納入期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

5 納入場所

仙台航空基地 (宮城県岩沼市下野郷字北長沼4番地) 地下タンク

6 用語説明

- (1) 「検査職員」とは、支出負担行為担当官第二管区海上保安本部長が検査をすることを命じた職員であり、納入場所において数量検査を行う海上保安庁の職員をいう。
- (2) 「日中・夜間・休日」とは、日中(08:30~17:00)、夜間(17:00~08:30)並びに行政機関の休日に関する法律に定める休日をいう。

7 契約方法

- (1) 本件は、1L当たりの単価契約とする。
- (2) 経済情勢の変動その他の事由により、契約単価の変更を要するときは、協議により変更することができる。

8 納入方法

- (1) 指定された地下タンクへ直接納入すること。
- (2) 搭載数量・搭載日時は、納入先航空基地の担当官より事前に通知するので連絡を受けた受注者は、指定日時に指定数量を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、夜間、休日の納入は指定しない。

- (3) 発注は原則として平日の日中に行うものとする。
なお、納入日時が夜間又は休日である場合は、可能な限り〔直前の平日正午〕までに発注を行うものとする。
- (4) 夜間及び休日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
- (5) 納入に際しては、受注者が必ず立ち会うこととし、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。
- (6) 納入に要する必要経費及び納入完了までに受注者の瑕疵により発生した全ての事故の補償等の経費は、全て受注者負担とする。

9 検査

- (1) 納入時、検査職員による検査を受けること。
- (2) 納入の都度、当該燃料の性状試験成績証等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- (3) 必要に応じて、納入された油類を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがある。
なお、その際の採取等に要する経費一切は受注者負担とする。

10 支払方法

納入検査合格後、1ヶ月毎の支払いとする。

11 その他

- (1) 上記数量は予定数量を示したものであり、実際の納入数量に増減が生じても異議の申立ては行わないものとし、また数量の減に伴う補償的な措置は講じないものとする。
- (2) 法令に定められた書類及び試料の提出を求められた場合は、これに応じること。
- (3) 納入にあたり、業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし、又は他に利用してはならない。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合は、第二管区海上保安本部総務部補給課担当職員に連絡し、その指示に従うこと。